

あけましておめでとうございます

憲法公布70年を転機の年に!



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
(組合員の購読料は組合費に含む)

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>



2015年11月 中国・四国・九州ブロック青年教職員交流集会にて 青年部のみなさん

採用試験勉強会

高松会場
香教組会館
1/26 2/9

大川会場
大川教育会館
1/13 1/27
2/10

丸亀会場
丸亀生涯学習センター
1/20 2/3

三豊会場
三豊教育会館
1/18 2/1

19:00~

始まっています!

子どもたちのために平和な未来を築こう!



全日本教職員組合
中央執行委員長
蟹沢 昭三

新年あけましておめでとうございます。
戦争法の強行後も、反対の世論はさらに広がっています。私たちが安保関連法をなぜ戦争法というのか。それは、この法が、憲法の下で制約されてきた自衛隊の活動を、アメリカとともに戦争で人を殺し、殺されるものに変質させるものであることが国会審議を通じて明らかになったからです。子どもたちが戦争に巻き込まれていく危険性を見過ぎすことはできません。新しい年を、時の政権が憲法を無視して暴走し続ける年として歴史に記録させてはなりません。独裁政治は教育を窒息させてしまいます。教職員が自由にものを言えない学校にしてはなりません。

全教共済も
よろしく願います。



1月12日(火) 香教組 女性部と青年部が県教委と長時間過密労働や母性の保護などについて交渉を行いました。詳しくは裏面をご覧ください。

今年には憲法公布70年です。その前文で「恒久平和」を誓った憲法のもと、一人ひとりの子どもたちが自主的な判断力を持つために学び、この国の主権者として生きていくための教育をすすめたいと心から思います。

私たちの運動で、立憲主義と民主主義をとりもどすことは、平和な未来を築くとともに、子どもと教育を支える条件整備をも前進させることに必ずつながるものと確信します。戦争ではなく平和を、大企業のためではなく国民のための政治を実現する転機の年とすべし、今年一年、ともにがんばりましょう。



子どもたちに宿題を出すとき必ず点検する。また、課題を出すとき正しく伝わっているか、できていないか、必ず点検する。教師ならば当たり前だと答えるだろう。いまさらと失笑されるかもしれない。点検しながら、子どもたちの成長を見守り、次の手だてを考へる。手だてを打てば検証する。何かをすれば総括する。それによって成長したり改善されたりするものだと思っていた。2015年度、数回、県教委と交渉した。

「県教委としてはやれることはやっている」「現場ではどのようになっているか把握しているか」「それは市町教委がすること、校長がすること」「県教委

やりっぱなし

は校長会で話している市町教委にも話している」「実際はわからない」「このやりとりの繰り返しだった▼現場では、PDSAサイクルを強調され学級経営案やないはずの目標申告シートで枠にはまった検証をさせられている。県教委ももちろんそうだと思う。県教委の実践は、そうではないようだ▼教職員は、給与は県から支給だが、服務監督権者は市町になる。2015年4月より新地公法が施行され、教育委員会制度が抜本的に変わった。県教委と市教委がこれまでより、なおいっそう住み分けている感はあるが、投げかけたことを検証しないはいははずはないと思うのだが、「現場の校長の裁量に任せている」のだそうだ。

県教委はやっている。後は市町教委の責任？

ストレスチェックはセルフで？

県教委の回答

1月12日（火）香教組専門部が県教委と交渉を行いました。青年部は、長時間過密労働の解消について、女性部は母性保護や労働安全衛生、パワハラ・セクハラ対応などについて県教委の適切な対応を要求しました。



要求項目について説明する女性部部長

労基法など労働者の権利の学習をする場を！

香教組

若年層の長時間過密労働の実態について把握しているか。実態調査をする予定はあるか。

県教委

各学校で把握していることと承知している。市町教委としては把握しているはず。かつて、調査をしたこともあり、国際調査も出ている。香川県も同様だと思っている。長時間労働であることは知っている。

香教組

いろいろと県教委が努力をしていると聞いているが、現場の私たちは実感が無い。

県教委

県としてやれることと市町としてやれることの違いがある。できることはやっている。県として現場の負担は減っているとらえている。

香教組

若年層は、年休を取ることができない。1日の勤務時間が7時間45分だということも知らない。スタート研で労基法など権利の説明をしてほしい。

県教委

時間が限られてるのでできない。若年層に限ったことではないので、校長を通じてすべての教職員に制度について連絡ができたかと考えている。知らなかったという状態にならないよう努力したい。

香教組

教職員の長期の病休、特に精神疾患があるのか。どのような対応をしているのか。

県教委

メンタルヘルス対策として、新採には個別にカウンセラーが面談している。一次予防については、セルフケアで対応。そのためのリフレットを配っている。二次労働については、相談活動を行っている。管理職が適切に対応していると考えている。

香教組

個別の相談活動では、初任者が正直に話ができているとは思えない。

妊娠者について勤務等を配慮する切り

香教組

妊娠中の勤務軽減措置を行うこと。法令の定めにより十分配慮する必要があると考えている。

県教委

香教組

知らない教職員が多い。法令とは具体的にどの法令か教えてほしい。

県教委

労働基準法66条辺りだと理解している。年度当初の校長会で「いろいろな制度を活用して、働き続けられる職場にしてほしい」と知らせている。

香教組

知らせていることとはありがたい。教職員に伝わっているか検証しているか。

県教委

逆に校長から相談がある。若年層に無理をしてまで校内運営をしようとはしていないように思っている。

香教組

現場の妊婦は遠慮して言えない。配慮している実態を調べてもらいたい。

県教委

労働安全衛生法の意義を周知すること。労働安全衛生について、どのような内容で研修が行われているか。毎年、県立学校、小中学校・市町教委の担当者の希望者を対象に行っている。健康福利課から、市町教委へ通知を出している。各校長は、通知を受けていっので、知識や関心はあると思う。

香教組

ほとんど伝わってきていないように思う。

県教委

どう伝えるかは校長に任せる部分。伝えなくても、労働安全衛生委員会を

香教組

県教委

研修を受けた人が、自分の職場でどのように生かすかは、個人にゆだねている。活用してくれると研修会行っている。

香教組

病休による長期休職者の半数以上が精神疾患である。県教委としては危機感はないのか。

県教委

病休がいるから研修を行っている。研修の効果がないというが、労働安全衛生だけでは不可能。研修とメンタルヘルス対策と両方を取り組んでいるところ。10年前からは増えているが、近年は横ばい。これからも増えるとは思えない。効果が出ていると考えている。

香教組

ストレスチェックについてはどうか。事業所が行うもの。市町教委がするものと考えている。

県教委

県教委が思っていることと現状と乖離していることを知ってもらいたい。

香教組

管理職のパワハラは後を絶たない。本人が気づいていない。県のシステムの問題では。

県教委

「ハラスメントを出し、県教委としてはやってきたつもり。異動調査の校長評価をもっと効果的に使えないかと考えている。

香教組

香教組

パワハラは減っているとは思えない。訴える場所もない。第3者委員会を設けるなどできないか。

県教委

管理職に言えないなら、直接市町教委へ。

香教組

県教委や市教委は敷居が高い。そうだと思う。

県教委

教頭のパワハラを校長に言っている。切迫している状況を知ってほしい。相談窓口の連絡先のポスターを作れないか。

香教組

校内の相談体制が使いにくいなら、メンタルヘルス相談窓口を利用してほしい。本人が学校で対応してほしい。本人がどうしたいかで変わってくる。セクハラは認定しやすいが、パワハラは意識の差がある。具体的な言動がいつなされたかを記録しそれに基づいて市教委が調査し、認定される。

県教委

パワハラについても、本人が希望すればメンタルヘルス相談窓口で対応してもらえるのか。パワハラをした管理職についても対応してもらえないのか。

香教組

勤務先や自分の名前を明らかにすれば対応できる。

県教委

パワハラ的事例を具体的に校長に知らせてほしい。

香教組

「ハラスメントのない職場づくり」に記載している。